公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１１９６９号
千葉県市川市下貝塚１丁目14―11―102
債務者　水谷　知彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　有巨
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０１９号
東京都練馬区平和台１丁目35―15―205
債務者　吉田　里香
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　　武
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０８８号
東京都大田区大森南３丁目15―11―202
債務者　伊沢　将典
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　　茂
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２４８号
東京都板橋区幸町46―４―106
債務者　月村　　昭
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　直也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１号
長崎県島原市新湊１丁目丙2176番地　雇用促進住宅２号棟101、前住所長崎県島原市油堀町丙693番地５
債務者　松村　哲典
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下健太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９１６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目23番24―401号
債務者　佐藤　英夫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　知之
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３５号
静岡県菊川市下平川790番地の１　サンビレッジＤ102号
債務者　白澤　教安
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
栃木県那須塩原市黒磯６番地164、前住所栃木県那須塩原市方京１丁目13番地14
債務者　棚瀬　　恵（旧姓渋井）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１９７６号
横浜市磯子区洋光台３丁目28番10号　メナー洋光台Ｂ―304号
債務者　倉田　章彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆澤史絵
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９５５号
埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目２―１―1002
債務者　四倉　和磨
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國政　直子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１９４号
埼玉県所沢市北秋津485
債務者　宿岩　宏義
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　　茂
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１９７号
東京都板橋区常盤台４丁目28―６―103
債務者　今西枝美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２０６号
東京都葛飾区高砂１丁目８－１―401
債務者　山口　秀則
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保暁彦
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２０７号
東京都東久留米市小山２丁目11―18―101
債務者　小林　富夫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部